和歌山県警察街頭防犯カメラシステム運用要綱の制定について（例規）

（最終改正：令和４年３月７日　生企第５号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

このたび、別記のとおり和歌山県警察街頭防犯カメラシステム運用要綱を制定し、平成21年４月１日から実施することとしたので、適切な管理運用に努められたい。

別記

和歌山県警察街頭防犯カメラシステム運用要綱

第１　趣旨

この要綱は、街頭防犯カメラシステムの運用に関する規程（平成21年和歌山県公安委員会規程第１号。以下「規程」という。）第８条の規定に基づき、和歌山県警察が設置する街頭防犯カメラシステムの適正な管理運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第２　定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

１　街頭防犯カメラシステム

規程第２条第１号に定める街頭防犯カメラシステムをいう。ただし、交番・駐在所街頭防犯カメラシステムを除く。

２　録画装置

１の街頭防犯カメラシステムによって撮影された映像を電磁的又は光学的に記録し、再生する装置をいう。

３　記録データ

２の録画装置に記録・保存されているデータをいう。

４　複製データ

提供の用に供するため、記録データのうち必要と認められる映像を電磁的又は光学的に媒体に複製したものをいう。

第３　街頭防犯カメラの種類

街頭防犯カメラは、ネットワーク型（ネットワークを介してモニターと接続されているもの）及びスタンドアローン型（ネットワークを介してモニターと接続されていないもの）の２種類とする。

第４　運用管理体制及び任務

１　総括運用管理責任者

⑴　生活安全部生活安全企画課に街頭防犯カメラシステム総括運用管理責任者（以下「総括運用管理責任者」という。）を置く。

⑵　総括運用管理責任者は、生活安全部生活安全企画課長をもって充てる。

⑶　総括運用管理責任者は、街頭防犯カメラシステム並びに記録データ及び複製データ（以下「各種データ」という。）を総括的に管理するものとする。

２　運用管理責任者

⑴　街頭防犯カメラシステムが設置された警察本部の所属（以下「システム設置本部所属」という。）及び警察署（以下「システム設置署」という。）（以下「システム設置所属」という。）に街頭防犯カメラシステム運用管理責任者（以下「運用管理責任者」という。）を置く。

⑵　運用管理責任者は、所属長をもって充てる。

⑶　運用管理責任者は、次に掲げる任務を遂行するものとする。

ア　自所属に設置されている街頭防犯カメラシステムの運用及び管理に関すること。

イ　自所属が保管する記録データの管理及び提供に関すること。

ウ　モニター業務従事者の指定及び指導に関すること。

3　運用管理副責任者

⑴　システム設置所属に街頭防犯カメラシステム運用管理副責任者（以下「運用管理副責任者」という。）を置く。

⑵　運用管理副責任者は、副署長、次長又は次席をもって充てる。

⑶　運用管理副責任者は、運用管理責任者が２の⑶の任務を遂行するに当たり、これを補佐するものとする。

4　取扱責任者

⑴　システム設置所属に街頭防犯カメラシステム取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）を置く。

⑵　取扱責任者は、システム設置本部所属の課長補佐又はシステム設置署の生活安全課長若しくは生活安全刑事課長若しくは同代理をもって充てる。

⑶　取扱責任者は、運用管理責任者の指揮を受け、自所属に設置されている街頭防犯カメラシステムの管理及び運用並びに自所属が保管する記録データの管理に当たるものとする。

5　取扱補助者

⑴　システム設置所属に街頭防犯カメラシステム取扱補助者（以下「取扱補助者」という。）を置く。

⑵　取扱補助者は、係長の職にある者のうちから運用管理責任者が指名する者をもって充てる。

⑶　取扱補助者は、取扱責任者の補助に当たるものとする。

6　複製データ管理責任者

⑴　所属に複製データ管理責任者を置く。

⑵　複製データ管理責任者は、所属長をもって充てる。

⑶　複製データ管理責任者は、提供された複製データの管理に関する業務を総括するものとする。

7　複製データ管理担当者

⑴　所属に複製データ管理担当者を置く。

⑵　複製データ管理担当者は、警部以上の階級にある者のうちから複製データ管理責任者が指名する者をもって充てる。

⑶　複製データ管理担当者は、担当する事務における提供された複製データの管理に関する業務を行うものとする。

8　モニター従事者

⑴　システム設置所属にモニター従事者を置く。

⑵　モニター従事者は、運用管理責任者が指定する警察職員をもって充てる。

⑶　モニター従事者は、ネットワーク型街頭防犯カメラのモニター画面の確認及び記録データの視聴及び検索（以下「モニター業務」という。）において、自所属に設置されたモニター装置の操作及び複製データの作成に当たるものとする。

第５　モニター業務

1　運用管理責任者は、モニター従事者指定簿（別記様式第１号）により、あらかじめモニター従事者を指定するとともに、指定した者以外にモニター装置を起動させてはならない。

2　モニター従事者以外の警察職員がモニター装置を操作する場合は、必ずモニター従事者の立ち会いの下において行うものとする。この場合において、モニター従事員が不適切な操作等を認めたときは、これを中止させることができる。

3　運用管理責任者は、モニター装置が部外者の目に触れないようにするとともに、パスワード認証又は生体認証を適切に実施し、モニター従事者以外の者がモニター装置を起動できないようにするなど、管理を徹底するものとする。

第６　各種データの取扱い

1　モニター業務の実施

⑴　システム設置所属の警察職員は、犯罪の予防、捜査等のため自所属の街頭防犯カメラシステムにおいてモニター業務を行う必要があると認めるときは、運用管理責任者にモニター業務の実施を申請するものとする。ただし、スタンドアローン型の街頭防犯カメラの記録データの視聴申請については、記録データの視聴等申請書（別記様式第２号上段）により申請するものとする。

⑵　所属長は、犯罪の予防、捜査等のため、自所属以外のシステム設置署に設置された街頭防犯カメラシステムにおいてモニター業務を行う必要があると認めるときは、記録データの視聴等申請書により、当該システム設置署の運用管理責任者にモニター業務の実施を申請するものとする。

⑶　⑴又は⑵の申請を受けた運用管理責任者は、モニター業務を実施させることが適当と認めるときは、自所属のモニター従事者を介して、モニター業務を実施させるものとする。ただし、スタンドアローン型の街頭防犯カメラの記録データの視聴については、モニター従事者を介することを要しない。

2　複製データの提供

⑴　システム設置所属の警察職員は、犯罪の予防、捜査等のため自所属が保管する記録データに係る複製データの提供を受ける必要があるときは、記録データの視聴等申請書により、運用管理責任者に当該複製データの提供を申請するものとする。

⑵　所属長は、犯罪の予防、捜査等のためシステム設置署が保管する記録データに係

る複製データの提供を受ける必要があるときは、記録データの視聴等申請書により、当該システム設置署の運用管理責任者に当該複製データの提供を申請するものとする。

⑶　運用管理責任者は、⑴又は⑵により複製データの提供の申請を受けた場合若しくは捜査機関から複製データの任意提出の依頼を受けた場合で複製データを提供することが適当と認めるときは、モニター従事者に当該複製データを作成させて提供するものとする。この場合において、複製データ提供簿（別記様式第２号下段）によりその経過を明らかにしておくとともに、⑵の申請については、複製データ提供簿の写しを複製データに付した上で提供するものとする。

３　複製データの管理

⑴　２の⑴又は⑵の申請に基づき提供を受けた複製データは、自所属の場合は複製データ提供簿とともに、他所属から提供を受けた複製データの場合は複製データ提供簿の写しとともに、施錠設備のある保管庫等に保管し、複製データ提供簿（複製データ提供簿の写し）及び複製データ管理簿（別記様式第３号）により、提供から４の⑵で定める消去までの経過を明らかにしておくものとする。

⑵　任意提出により提供を受けた複製データの管理については、「証拠物件等管理システム運用要領」（平成29年７月４日付け刑企、務、生企、交指、公第280号）に定めるところによる。

⑶　複製データ（任意提出により提供された複製データを除く。）は、複製してはならない。

⑷　複製データの取扱いに当たっては、紛失、漏えい等のないよう細心の注意を払うこと。

４　各種データの消去等

⑴　記録データの消去

記録データは上書きにより自動的に消去されるものとする。

⑵　複製データの消去

複製データ管理責任者は、複製データを保管する必要がないと認める場合は、速やかに当該複製データを消去するものとする。

５　モニター装置使用簿による記録

⑴　モニター従事者は、１の⑶又は２の⑶による業務につきモニター装置を操作するときは、モニター装置使用簿（別記様式第４号）を作成し、取扱責任者の承認を得て操作するものとする。ただし、夜間又は休日で取扱責任者が不在のときは、当直責任者の承認を得て操作し、事後速やかに、取扱責任者の承認を得るものとする。

⑵　運用管理責任者は、少なくとも１か月に１回、モニター装置使用簿を点検し、モニター装置の管理・運用が適切に行われているか確認するものとする。

６　システム設置本部所属への申請の特例

所属長は、複数のシステム設置署においてモニター業務を行う必要がある場合又は複数のシステム設置署が保管する記録データに係る複製データの提供を一度に受ける必要がある場合若しくは緊急を要し１の⑵又は２の⑵の申請を行う暇がないときは、

システム設置本部所属の運用管理責任者に１の⑵又は２の⑵の申請をすることができる。

第７　故障時の対応

運用管理責任者は、街頭防犯カメラシステムが故障、損壊等により正常に機能しないときは、速やかに総括運用管理責任者に連絡の上、迅速な復旧に努めるものとする。

第８　防犯カメラ設置の明示

総括運用管理責任者は、防犯カメラが設置されている旨を明示するため、防犯カメラ設置場所付近の見やすい場所に表示札（別図参照）を設置しなければならない。

第９　指導・教養の徹底

１　運用管理責任者は、街頭防犯カメラシステムの運用、記録データの視聴等の申請手続及び各種データの取扱いについて、所属職員に対し必要な指導・教養を徹底するものとする。

２　システム設置所属以外の所属の所属長は、記録データの視聴等の申請手続及び複製データの取扱いについて、所属職員に対し必要な指導・教養を徹底するものとする。

第10　留意事項

１　運用管理責任者は、街頭防犯カメラシステムの設置の趣旨を踏まえ、その運用に当たっては通行人等のプライバシーの保護について十分配慮すること。

２　街頭防犯カメラシステム及び各種データの映像から得られた情報は、職務上知り得た秘密に該当することから、これを外部に漏らしてはならない。

第11　報告

１　運用状況の報告

運用管理責任者は、第６の２の⑶により複製データを提供したときは、その都度、複製データ提供簿の写しにより、総括運用管理責任者を経由して警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。

２　公安委員会への報告

本部長は、複製データの提供の状況について、四半期ごとに公安委員会に報告するものとする。

３　活用事例等の報告

運用管理責任者及び複製データ管理責任者は、次に掲げる事例があったときは、その都度、総括運用管理責任者に報告するものとする。

⑴　各種データを活用して検挙に至った事例

⑵　その他、街頭防犯カメラシステムの運用の参考となるべき事例

第12　運用状況の公表

本部長は、複製データの提供の状況について、半年ごとに公表するものとする。

第13　細目的事項

この要綱に定めるもののほか、街頭防犯カメラシステムの運用に関し必要な細目的事項は別に定めるものとする。

（別記様式省略）

別図（第８関係）

街の安全を守ります

防犯カメラ作動中

和歌山県警察本部